平成２６年（フ）第１３８号
広島県府中市高木町1047番地２
債務者　石田　　緑
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１５０号
広島県福山市多治米町２丁目23番８号　ト部住宅
債務者　河野由紀子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第３３３１号
大阪府枚方市北中振３丁目39番８号
債務者　岩澤　智広
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８３号
東京都東村山市本町４丁目７番地本町アパート26―607
債務者　星　　光盛
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４３５号
東京都町田市鶴間136番地４
債務者　堤　　竜也
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２６０号
静岡県磐田市見付4033番地44　メゾン光102
債務者　吉川　嘉人
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第８６５号
神奈川県藤沢市藤沢２丁目１番６―312号
債務者　澤田　　毅
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３０６号
神奈川県藤沢市長後2002番地の５長谷山貸家２Ｆ
債務者　三谷　初美（旧姓薩田）
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９６２号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋１丁目４番２号
債務者　戸川　　明
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４６号
山形県鶴岡市湯田川乙13番地
破産者　株式会社みやご旅館
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第１３９８９号
東京都板橋区板橋３丁目62―１
破産者　玉山　　隆
1　決定年月日　平成26年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７８号
茨城県古河市諸川2056番地３
破産者　サンワ住宅株式会社
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１０号
茨城県古河市鴻巣955番地
破産者　株式会社関東建設
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０号
茨城県古河市鴻巣956番地５
破産者　関東鉄工建設株式会社
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第４０号
茨城県古河市松並２丁目13番23号
破産者　有限会社朋斗測量
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１４３号
島根県仁多郡奥出雲町横田1474番地205
破産者　株式会社奥出雲龍神水
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１００８号
広島県大竹市新町１丁目10番８号
破産者　株式会社きものわかば
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７号
高知県香南市赤岡町1341番地６
破産者　有限会社リビング谷岡設備工業
1　決定年月日　平成26年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係